

国民健康保険 任意継続の健康保険が 満了になる方へ

任意継続中の健康保険が3月31日で満了となり、4月1日から国民健康保険に加入する方に限り、3月17日(金)から、加入の受け付けを開始します。

持▽任意継続の健康保険証(喪失予定日の記載があるもの)▽本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)▽マイナンバーを確認できるもの
※世帯の状況により、その他の提出物が必要になることがあります

問保険年金課国民健康保険係
(☎042-387-9833)

多重債務11番

一人で悩まず、気軽にご相談ください。事前予約は不要です。

時3月6日(月)、7日(火)
午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)
対市内在住・在勤・在学の方

■相談窓口消費生活相談室
(市役所第二庁舎4階)☎042-384-4999
問経済課消費生活係(☎042-387-9833)

3月は若者向け 悪質商法被害防止 キャンペーン月間

若者を狙う悪質商法ではSNS等を悪用した手口が増加しています。市では東京都と連携して、若者への注意喚起や相談の呼びかけを実施します。誰もが悪質商法の被害に

遭う可能性がありますので、困ったときは一人で悩まず、お気軽にご相談ください。事前予約は不要です。

「若者のトラブル11番」 の実施

時3月13日(月)、14日(火)
午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)
対市内在住・在勤・在学の方

■相談窓口消費生活相談室
(市役所第二庁舎4階)☎042-384-4999
問経済課消費生活係(☎042-387-9833)



身体障害者手帳・愛の手帳 をお持ちの方へ 自動車の ガソリン代を助成

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方が生活のために使用する、自動車のガソリン

代の一部を助成しています。すでに助成の決定を受けた方は、請求書(2月末ごろに発送)を提出してください。

対自動車税または軽自動車税が減免されている方で、障がいのある方(※)が自ら運転するか、生計を同じくする方が障がいのある方のために運転する場合※個別等級で体幹または下肢障がい1～3級、視覚障がい1・2級、内部障がい1級の方、愛の手帳1・2度の方**■助成額**▽ガソリン1リットルにつき75円、1か月40円、1か月75円まで**■振込日**3月31日(金)※指定日以降、通帳で確認してください。金融機関によっては2・3日遅れることがあります**申**3月10日までに、請求書に令和4年9月～5年2月分のガソリン等の使用量が記入されている領収書を添えて、直接、自立生活支援課相談支援係(市役所第二庁舎2階)☎042-387-9841 FAX 042-384-2524へ

ハローワーク立川 特別養護老人ホーム 就職面接会

時 3月16日(木) 午前10時～午後4時
所 ハローワーク立川(立川市緑町4-2)
内 本町4丁目に新規開設予定の(仮称)本町けやきの杜(介護職・看護師・生活相談員等)の就職に関する面接会
持 履歴書(写真添付)
申 電話でハローワーク立川・ハートフルへ
問 ハローワーク立川・ハートフル(☎042-525-8629)、市介護福祉課介護保険係(☎042-387-9822)

身体障害者手帳を お持ちの方へ レザークラフトと 絵画の教養講座

専門の講師による技術指導で、創作的活動としての教養講座を行います。

時内 4月～令和6年3月
ザークラフト(革細工) 毎週火曜日午後1時～3時
絵画(水彩・絵手紙など) 毎週金曜日午後1時～3時

所障害者福祉センター**対**市内在住の身体障害者手帳をお持ちの方**定**各10人(多数抽選)**他**材料費は実費**申**3月10日までの午前9時～午後5時(日曜日を除く)に、直接、同センター(☎042-381-8411)へ
※直接お越しになることが困難な方は、ご連絡ください

生活にお困りのときは 生活保護制度

病気やけが、さまざまな障がい等のために生活に困っている人に、生活保護法に基づき最低生活の保障と、自分の力または他の方法で再び生活できるようにするまでの間、自立の手助けをします。

生活保護は、その世帯の収入が国で定める最低生活費を下回る場合に、その不足分を保証する制度です。

働いて得た給料、年金、各種手当、仕送りなどを合計してもなお、最低生活費に満たない場合、その不足分が保護費として支給されます。

一人で思い悩むより、早めにご相談ください。
問地域福祉課生活福祉係(☎042-387-9840)

認知症カフェ

認知症の方、家族の方、不安がある方等、誰でも参加できます。

【ひだまりカフェ】

時 3月25日(土)、4月22日(土) 午前10時30分～11時30分
所喫茶ウエスト(東町4-21-12) **申**当日直接会場へ
問小金井がし地域包括支援センター(☎042-386-6514)

【花物語カフェ】

時 3月26日(日) 午後2時～3時30分
所花物語こがねいナースینگ(貫井北町2-6-25) **申**当日直接会場へ
問小金井にし地域包括支援センター(☎042-386-7373)

【にしのだいカフェ】

時 3月28日(火) 午後2時～3時30分
所前原町西之台会館**定**15人(申込順) **申**3月1日から、電話で小金井みなみ地域包括支援センター(☎042-388-8400)へ

【桜町オレンジカフェ】

時 3月18日(土)、4月22日(土) 午後2時30分～4時
所桜町高齢者在宅サービスセンター(桜町1-9-5) **定**各日25人(申込順) **申**開催月の1日(日曜・祝日の場合は翌営業日)から、電話で小金井きた地域包括支援センター(☎042-388-2440)へ

認知症サポーター ステップアップ講座

時 3月17日(金) 午後2時～4時
所上之原会館**対**認知症サポーター養成講座を受講済みの方**定**15人(申込順) **他**参加者には受講証としてピンバッジを差し上げます **申**3月1日

から、電話で小金井にし地域包括支援センター(☎042-386-7373)へ

高齢者の各種制度

【自立支援・日常生活用具の給付】
①腰掛便座、入浴補助用具、手すり、スロープ(基準額は年10万円まで) ②シルバーカー(基準額1万5千円)、一本つえ(基準額4千300円)、電磁調理器(1日1000円) ヒーター。基準額1万5千400円)を給付します。

対要介護認定で①は「非該当」、②は「要支援または要介護」と認定された65歳以上の方で、用具の給付が必要と認められる虚弱な方**■助成基準**額の10%(市民税非課税世帯は3%)。助成限度額を超える部分は、利用者負担となります

【自立支援住宅改修の助成】

①住宅改修予防給付手すりの取り付け、床段差の解消、床材の変更、扉の取り替え、便器の取り替え等**②住宅設備改修**給付浴槽、流し、洗面台の取り替え、便器の洋式化等**対**要介護認定で①は「非該当」、②は「非該当」、要支援または「要介護」と認定された高齢者で、身体的理由で住宅改修が必要と認められる虚弱な方**■助成限度額**の10%、20%、30%(市民税非課税世帯は3%)**※助成限度額**(①1家屋20万円②1家屋37万9千円)を超える部分は、利用者負担となります

高齢者のためのやさしいLINE講座

時 3月29日(水)、31日(金)
①午後1時～2時30分または②午後3時～4時30分(全2回)
所上之原会館**対**佐藤弥子さん(シニアITアドバイザー) **対**市内在住の65歳以上の方で、LINEアプリを設定している方**定**各回10人(多数抽選) **申**3月16日(必着)までに、往復はがきに住所、氏名(ふりがな)、年齢、希望コース(①②いずれか)、電話番号、スマートフォンの種類を明記し、介護福祉課包括支援係(T04-8504住所不要)☎042-387-9845へ

高齢者いきいき活動講座 笑いと健康 AKB体操

時 4月5日～26日の毎週水曜日 午後2時～4時(全4回)
所社会福祉協議会(A)足を鍛えて(K)こけない(B)ボケない体操**対**中村真奈子さん(健康運動指導士) **対**市内在住のおおむね60歳以上の方**定**15人(多数抽選) **申**3月10日(必着)までに、往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号を明記し、社会福祉協議会「健康体操係」(T04-0004本町5-36)☎042-387-0011へ

善意の輪

市取扱分
◎1月分(敬称略)
【一般寄附】
▽ベンチ1基 小林俊明